

## 地域農林経済学会会員種別に関する規程細則

### 第1条 学生会員

正会員のうち学生会員は、大学および大学院またはこれに準ずる学校に在籍する学生とし、恒常的な職業を持つ大学院社会人学生は学生会員に含まない。ただし大学院修了後、常勤的な職業に就いていない者については、本人からの申請に基づき常任理事会で審議し、承認を得れば学生会員の資格を適用することができるものとする。なお本項でいう恒常的な職業には3年以上の任期付きポストを含むものとする。

2. 学生会員は、年会費支払いについて所定の減額をうけることができる。

### 第2条 シニア会員

正会員のうち、65歳以上の会員をシニア会員とする。

2. シニア会員は、毎年度の年会費支払いについて、所定の減額をうけることができる。ただし、本人からの申し出により、所定の前払い会費を一括で支払って、正会員資格を終身にわたって維持することができる。

第3条 本細則の改正は常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

付記：本細則は2006年10月29日より施行することとする。

2007年10月19日一部改正。

2014年10月17日一部改正。

2015年10月30日一部改正。